

高松市一般廃棄物処理基本計画

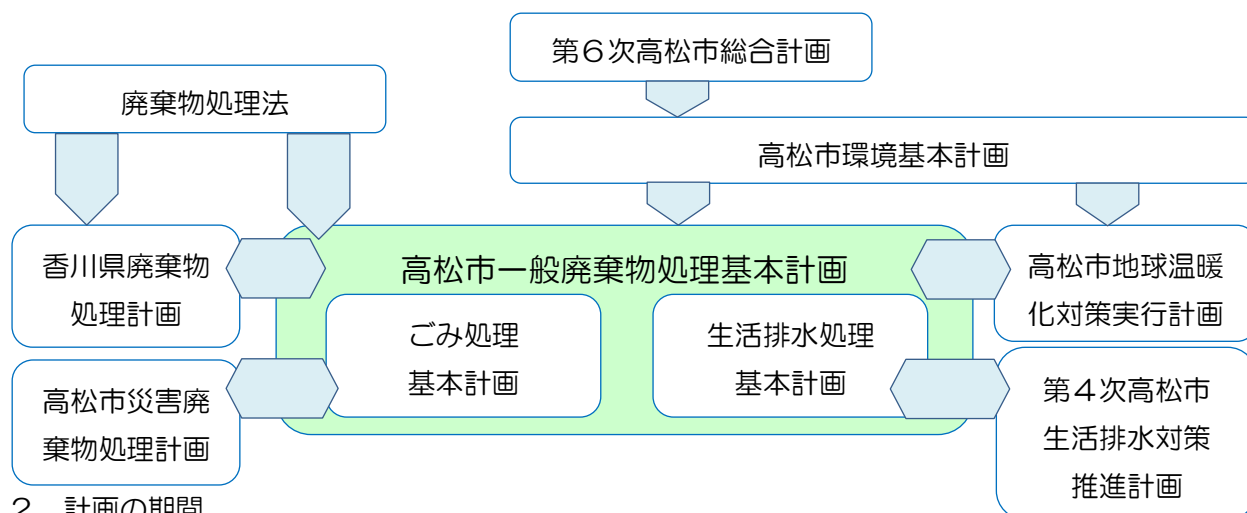
【概要版】

一般廃棄物処理基本計画の概要（P5～7）

1 策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、市町村は、区域内の一般廃棄物の処理に関し、統括的責任を有することとされています。

高松市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的な推進を図るための基本的な方針等を明確にするものです。



2 計画の期間

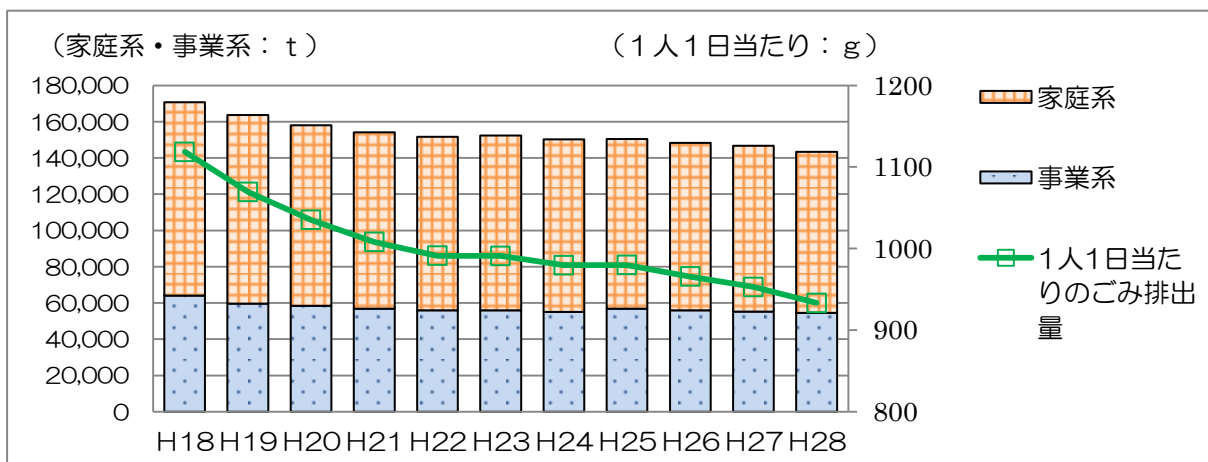
本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から2027年度までの10年間とします。また、2022年度において、社会経済情勢やごみ処理の状況を踏まえ、計画の見直しを検討するものです。

ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状と課題（P18、21、22、31、39）

1 ごみ排出量の推移

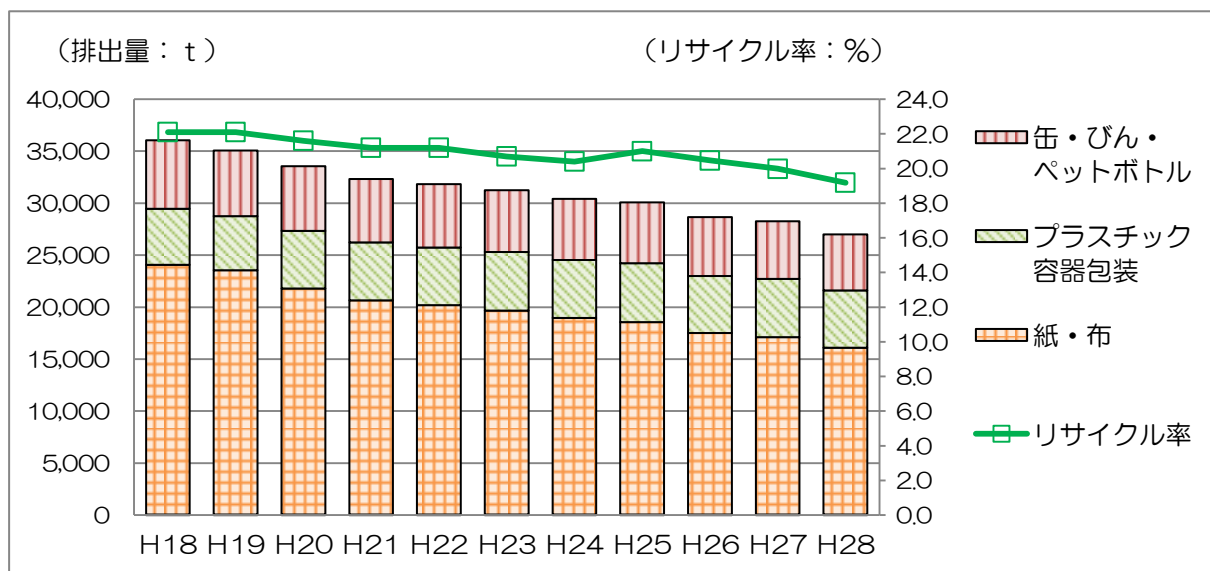
平成28年度のごみ排出量は143,322tと、平成18年度比で約16%減少しており、平成28年度の1人1日当たりの排出量についても933gと、平成18年度比で約17%減少しています。家庭系ごみは継続的に減少していますが、事業系ごみは近年、横ばいの傾向です。



2 資源ごみ排出量・リサイクル率の推移

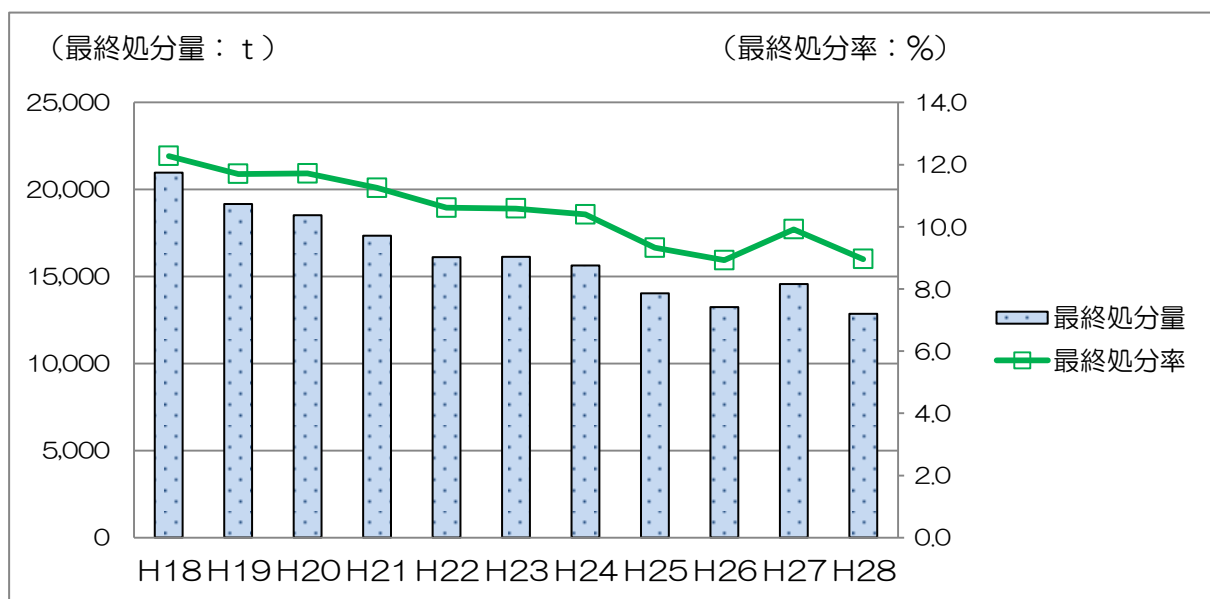
平成 28 年度の資源ごみ排出量は 27,019 t と、ペットボトル等の容器の軽量化や、インターネットの普及に伴う紙媒体の消費量の減少、また、大型小売店等での資源物の店頭回収の拡大といった社会状況の影響などにより、平成 18 年度比で約 25%減少しています。

リサイクル率は、南部クリーンセンターの焼却処理で発生する溶融スラグの有効利用を始めたことにより平成 25 年度に上昇したものの、平成 28 年度では 19.2%と、平成 18 年度の 22.1%から低下傾向にあります。



3 最終処分量の推移

平成 28 年度最終処分量は 12,844 t と、平成 18 年度比で約 39%減少しており、平成 28 年度最終処分率についても 9.0%と、平成 18 年度の 12.3%から低下傾向にあります。



4 前ごみ処理基本計画の目標達成状況

前ごみ処理基本計画では、平成 18 年度を基準年度、平成 29 年度を目標年度として、ごみの減量・再資源化の目標を設定し、その推進を図っておりましたが、平成 28 年度現在での目標達成状況は以下のとおりです。

目 標		H28実績	達成状況
家庭系	平成 18 年度と比較して1人1日当たりのごみ減量を、平成 29 年度までに 95g とする。	121g 減量	達成
	再資源化量は、1人1日当たり 204g を維持する。	176g	未達成
	資源ごみを除く家庭系ごみの排出量を、平成 29 年度までに1人1日当たり 400g に抑える。	402g	ほぼ達成
事業系	事業系ごみ排出量（市施設で処理する量）を、平成 18 年度と比較して、平成 29 年度までに 22%削減する。	14.8%削減	未達成
再資源化	リサイクル率を平成 29 年度までに 24.9%とする。	19.2%	未達成

5 ごみ処理の課題

前計画期間のごみ処理状況や目標達成状況などから分析した、本市がごみの減量・再資源化や適正処理をより推進していくための課題は以下のとおりです。

区 分		ごみ減量・再資源化に関する課題
ごみ減量	家庭系	ごみ減量に対する高い市民意識を維持し、ごみ減量傾向を継続させること。 食品ロス対策など、これまでより一歩踏み込んだ取組を促し、更なる減量を目指すこと。
	事業系	事業者の自主的なごみ減量の取組を促進し、横ばい状態からの打開を図ること。
再資源化		市・市民・事業者それぞれの取組により、再資源化量の減少傾向に歯止めをかけること。

区 分		その他ごみ処理に関する課題
収集運搬		経済性、安定性などを踏まえた収集運搬体制の確保。
中間処理		南部クリーンセンターの管理運営業務の現行契約期間終了（平成 30（2018）年度）後における、効率的で安定した次期管理運営。
		西部クリーンセンターの稼働期間終了（2032 年度）後における、次期施設のあり方の検討。
最終処分		陶最終処分場第3処分地（第2期）の整備に向けた検討。
		南部クリーンセンター埋立処分地第3区画の埋立終了（2032 年度の見込み）後における次期施設整備の検討。
その他		大規模災害に備えた、より具体的なマニュアルの策定や職員の育成。

ごみ処理の基本理念と基本方針（P41～44）

1 基本理念

本計画では、上位計画である第6次高松市総合計画及び高松市環境基本計画の方向性を踏まえ、環境負荷を減らすことにより持続可能な循環型社会を築きあげ、次世代へと引き継げるよう、以下のとおり基本理念を設定します。

【基本理念】 環境にやさしい 持続可能な循環型社会の構築
～もっと2Rで、ずっと高松～

基本理念の副題「もっと2Rで、ずっと高松」は、現行の3R政策が一定の成果を上げる中、更なる取組として、廃棄物の排出量の削減を優先する2R（リデュース、リユース）を重視した政策への転換を図るとともに、資源循環と廃棄物の適正処理による「将来にわたって持続可能な社会」と、快適な生活環境の提供による「ずっとこの地に住み続けたいという市民の想い」の両方の実現を目指す、本計画の目指すイメージを表現しています。

2 基本方針

以下の3つの基本方針により、基本理念の実現を目指します。

【基本方針1】

ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

3Rのうち、リサイクルに比べ優先順位が高いリデュース・リユースは「2R」と呼ばれています。まず、ごみの発生自体を抑制する2Rを積極的に推進することを第一の方針として、明確化するものです。

【基本方針2】

資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

2Rを推進してもなお、ごみとなって排出されるものについても、できる限り再資源化し、適正な循環的利用を図る観点から、リサイクルの推進を第二の方針とするものです。

【基本方針3】

将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

直営で行っている定期収集運搬の委託化、西部クリーンセンターの稼働期間終了後における次期施設のあり方の検討、不法投棄対策や災害廃棄物処理など様々な課題に対応し、質の高さと経済性・効率性を兼ね備えたごみ処理体制を、将来にわたって継続的かつ安定的に確立することを目指すものです。

3 市民・事業者・市の役割

基本方針を推進するためには、市民・事業者・市が同じ理念のもと、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりがごみを排出する当事者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して、日々の生活の中で、ごみの減量・再資源化を意識し、これに取り組むものです。

特に3Rの中でも、2Rを意識して取り組み、ごみをできるだけ出さないで減らすことを心がけるものです。

(2) 事業者の役割

事業活動により発生したごみの排出者としての自覚と責任を持ち、環境に配慮した事業活動を行うなど、循環型社会の形成に向け、ごみの減量・再資源化に取り組むものです。

(3) 市の役割

一般廃棄物の統括的な処理責任を有する者として、市民・事業者・国県などと協力・連携を図りながら、ごみの減量・再資源化や適正処理を推進し、循環型社会の仕組みづくりに取り組むものです。

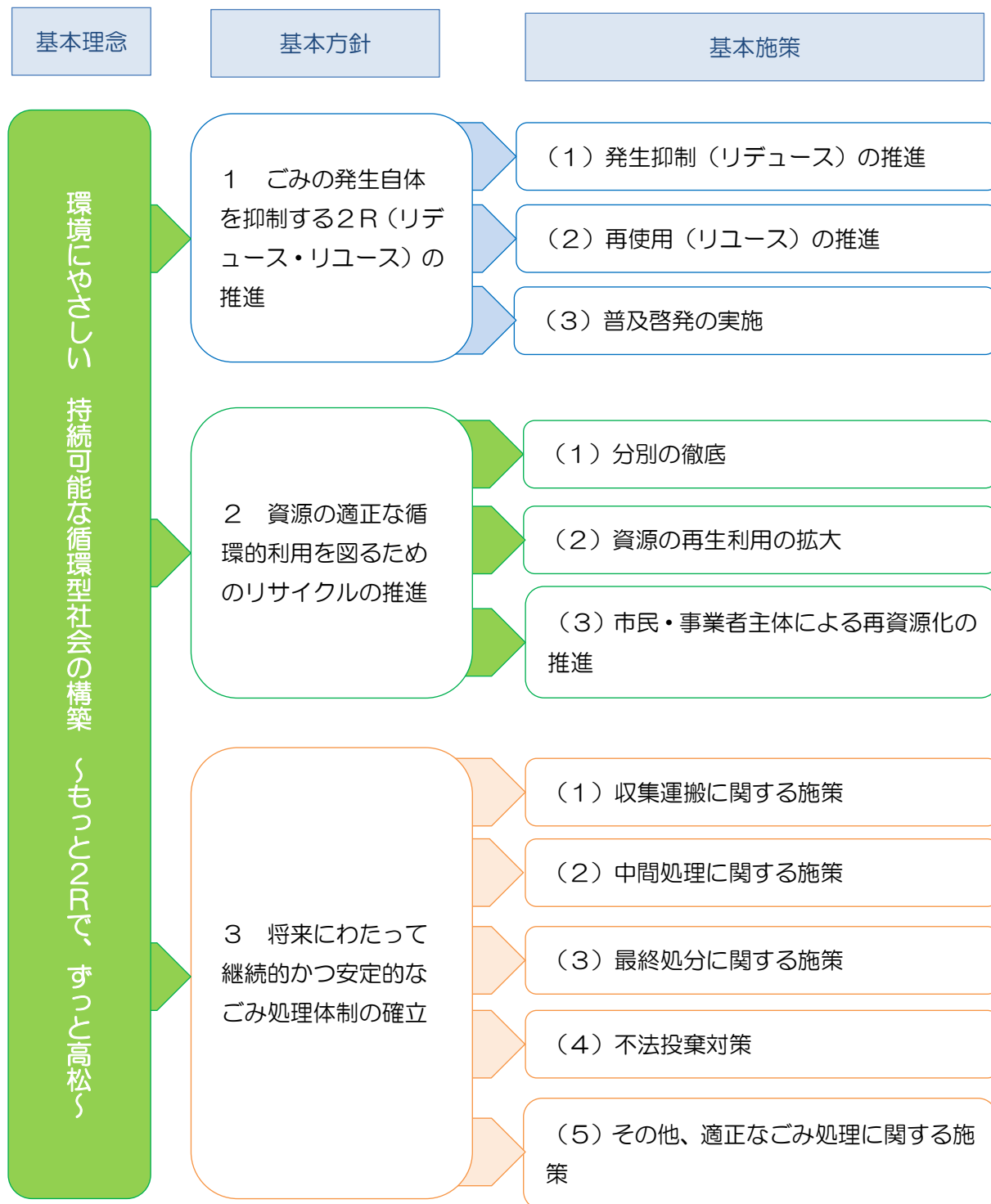
ごみ処理基本計画の目標値（P45）

本計画によるごみの減量等に関する取組の成果を定量的に点検・評価できるように、以下のとおり目標を設定します。

区 分		目標項目	基 準 (基準年度：平成 28 (2016) 年度)	目 標 (目標年度：2027 年度)
減量	家庭系	1人1日当たり の排出量	578 g	519 g (2016 年度比で約 10%削減)
	事業系	排出量	54,630 t	49,167 t (2016 年度比で約 10%削減)
	総排出量	排出量	143,322 t	127,535 t (2016 年度比で約 11%削減)
		1人1日当たり の排出量	933 g	845 g (2016 年度比で約 9%削減)
再資源化量	1人1日当たり の再資源化量	192 g	192 g (2016 年度の実績を維持)	
最終処分量	最終処分量	12,844 t	10,570 t (2016 年度比で約 18%削減)	

ごみ処理基本計画の施策体系（P50～66）

本計画では、3つの基本方針の下に、11の基本施策、48の取組項目を設定し、ごみの減量・再資源化や適正処理など、基本理念の実現に向けた取組を推進します。



基本方針1 ごみの発生自体を抑制する2R（リデュース・リユース）の推進

1－（1）発生抑制（リデュース）の推進

- （家庭系・事業系）
- ア 食品ロス対策等の推進【重点】
- （家庭系）
- イ 廃棄物の排出を抑える製品の利用推進
- ウ 家庭系ごみ有料化の継続
- （事業系）
- エ 事業者へのごみ減量の働きかけ【重点】
- オ 事業系一般廃棄物処理手数料
- （市の取組）
- カ エコシティたかまつ環境マネジメントシステム

【主な取組内容】

- ・食品ロス（本来食べられるのに捨てられている食品）に関する状況の把握や、市民・事業者の意識向上を図り、食品ロスを始めとする食品廃棄物の減量等を推進します。
- ・多量排出事業者に対する減量計画書の提出の働きかけや、事業所への啓発・指導の拡大などにより、事業者のごみ減量を推進します。

1－（2）再使用（リユース）の推進

- （家庭系）
- ア リユースの機会の提供
- イ リユース情報の発信
- （市の取組）
- ウ グリーン購入の推進

【主な取組内容】

- ・民間が行うリユース事業の紹介、リユース情報の場を設けることなどを検討します。

1－（3）普及啓発の実施

- （家庭系）
- ア 広報媒体による周知
- イ 環境学習の推進
- （事業系）
- ウ 事業者に対する啓発活動【重点】
- （市の取組）
- エ 市主催イベントにおける環境配慮の検討

【主な取組内容】

- ・環境学習により、ごみの減量・再資源化への市民意識の向上などを推進します。また、2Rに重点を置いた内容や世代に応じた効果的な内容を検討するなど、学習内容の更なる充実を図ります。
- ・「事業系一般廃棄物減量・再資源化マニュアル」の作成などを通じて、事業系ごみの減量・再資源化と適正処理に関するの情報提供・啓発を行います。

基本方針2 資源の適正な循環的利用を図るためのリサイクルの推進

2-（1）分別の徹底

- （家庭系）
 - ア 周知啓発による市民意識の向上【重点】
- （事業系）
 - イ 事業系紙ごみの再資源化に係る啓発・指導（拡充）
 - ウ ごみ搬入時の展開検査及び分別指導（拡充）

【主な取組内容】

- ・適正な分別によるごみ出しを推進するため、ごみ分別ガイドブックやごみ分別アプリなど様々な方法を活用し、引き続き周知啓発を行います。
- ・事業系紙ごみについて、段ボールや古紙などを、可燃ごみではなく再資源化を行うように啓発・指導を行います。
- ・南部クリーンセンター及び西部クリーンセンターにおいて、随時、持込みごみの展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止するとともに、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行います。

2-（2）資源の再生利用の拡大

- （家庭系）
 - ア 使用済小型家電リサイクル
- （市の取組）
 - イ 溶融スラグの有効利用（拡充）
 - ウ 焼却灰の有効利用（拡充）
 - エ 資源ごみ回収品目の拡充の検討
 - オ 民間の再資源化施設の活用への検討【重点】（拡充）
 - カ 新たなリサイクル方法の検討（拡充）

【主な取組内容】

- ・焼却処理に伴い発生する溶融スラグ及び焼却灰の有効利用を推進します。
- ・民間の再資源化施設の状況を把握し、これを活用してごみの再資源化を推進する方策を検討します。
- ・食品廃棄物の肥料化や飼料化、木質系廃棄物の固形燃料化など、リサイクルを更に推進するための方法を検討します。

2-（3）市民・事業者主体による再資源化の推進

- ア リサイクル推進員制度
- イ 大型小売店等での資源物回収量の把握
- ウ 個別リサイクル法に基づくリサイクル
- エ 拡大生産者責任に基づく法整備等の働きかけ（新規）

【主な取組内容】

- ・拡大生産者責任の考え方に基づき、環境にやさしい素材選択や分別しやすい製品設計等を促進するような法整備等の実現に向けて、関係機関と連携し、国等への働きかけを行います。

基本方針3 将来にわたって継続的かつ安定的なごみ処理体制の確立

3-（1）収集運搬に関する施策

- ア 社会経済情勢に対応した家庭系ごみ収集運搬の維持
- イ 収集運搬体制の効率化等
- ウ 収集運搬業者の適切な許可及び指導

【主な取組内容】

- ごみの排出傾向やその要因に応じた、適切な家庭ごみの収集運搬に努めるとともに、少子高齢化の進展等の社会経済情勢に対応した適切な収集運搬体制を維持します。
- 直営で行っている家庭ごみ定期収集運搬について、平成30（2018）年度から4期に分けて2025年度までに委託化を進めるなど、収集運搬体制の効率化等に努めます。
- 収集運搬業者の許可について、ごみ排出量の見込みに対応した適正規模の収集運搬体制を確保するため、許可の制限を行うなど、適切な運用に努めます。

3-（2）中間処理に関する施策

- ア 中間処理施設の維持管理
- イ 適正な搬入基準の設定
- ウ 南部クリーンセンターの次期管理運営体制の構築（新規）
- エ 西部クリーンセンターの稼働期間終了後における次期処理施設のあり方の検討（新規）
- オ 特別管理一般廃棄物
- カ 適正処理困難物

【主な取組内容】

- 南部クリーンセンターの管理運営業務の現行契約期間が、平成30（2018）年度に終了となるため、次期管理運営体制を構築します。
- 西部クリーンセンターの稼働期間が2032年度で終了となるため、次期処理施設のあり方を検討します。

3-（3）最終処分に関する施策

- ア 最終処分場の維持管理
- イ 次期最終処分施設整備の検討等

【主な取組内容】

- 南部クリーンセンター埋立処分地第3区画が2032年度で埋立終了となる見込みであるが、延命化を行うとともに、次期施設整備の検討等を行います。
- 陶最終処分場第3処分地（第2期）の整備に向けた検討等を行います。

3- (4) 不法投
棄対策

- ア 不法投棄防止パトロール
- イ 不法投棄監視カメラ
- ウ クリーン作戦
- エ 海ごみ対策

【主な取組内容】

- 不法投棄防止パトロールやクリーン作戦の実施などにより、不法投棄の防止に努めます。
- 民間関係団体と行政が連携して、海ごみへの対策を推進します。また、市民に対し海ごみ対策の重要性等の周知・啓発を行います。

3- (5) その他、
適正なごみ処理
に関する施策

- ア 災害廃棄物処理
- イ 資源ごみ持ち去り防止対策
- ウ 地球温暖化防止、低炭素社会に向けた取組
- エ ごみ処理に係る財源確保
- オ 広域的なごみ処理の検討
- カ 合併町廃止施設の早期解体
- キ 廃棄物減量等推進審議会

【主な取組内容】

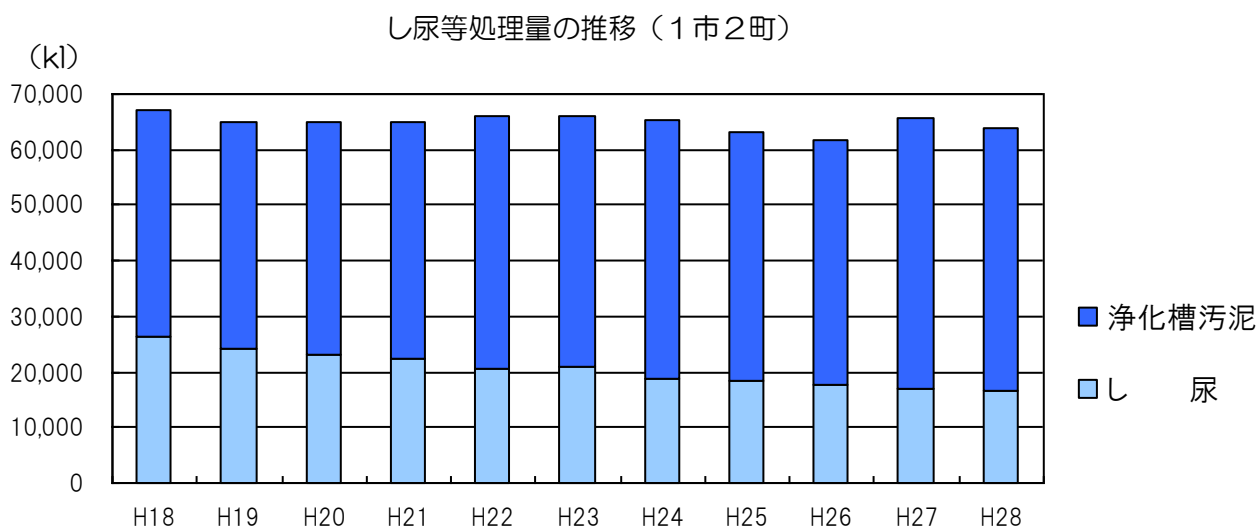
- 大規模災害に対し、災害廃棄物処理計画により備えるとともに、より具体的なマニュアルの作成や、訓練等による職員の育成を行います。
- ごみ処理業務による温室効果ガス排出量の削減に配慮し、低炭素社会の実現への貢献に努めます。

生活排水処理基本計画（し尿等処理計画）（P68）

本市では、「第4次高松市生活排水対策推進計画」を策定し、し尿等処理以外の公共下水道などの生活排水処理施設の整備計画及び目標等の進行管理を行っていることから、本計画では、し尿等の処理計画を定めています。

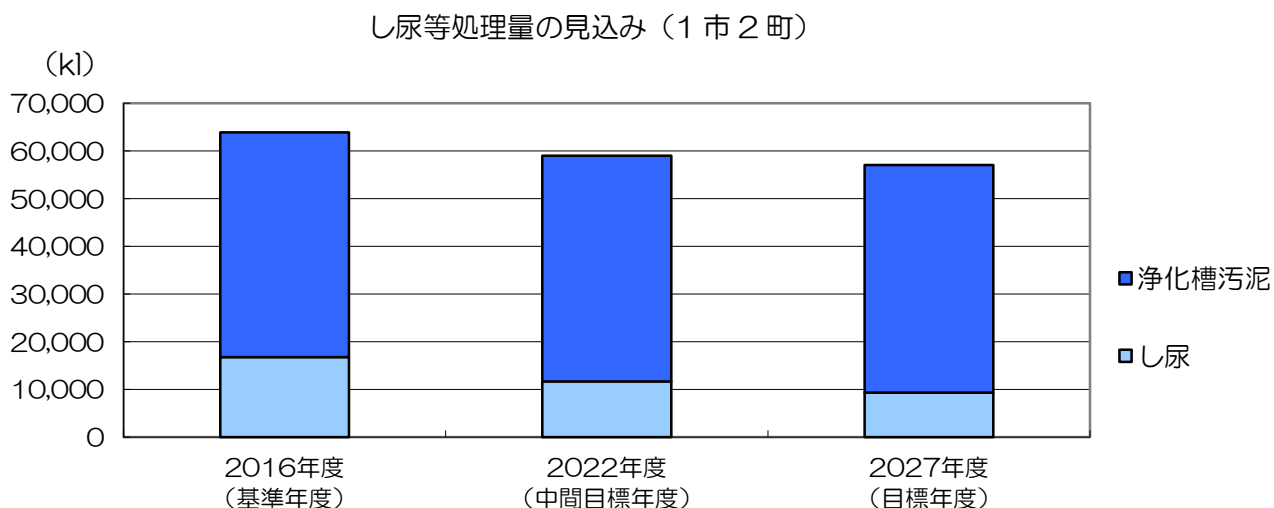
し尿等処理の現状（P75、76）

本市では、三木町・綾川町を合わせた1市2町のし尿等を処理しており、し尿の処理量は、基準年度である平成18年度に比べ、28年度には約36.2%減の16,765klと減少し、また、浄化槽汚泥の処理量は、約15.1%増の47,112kl、し尿と浄化槽汚泥を合わせた全処理量は、約5%減の63,887klと減少しました。



し尿等処理量の見込み（P80、81）

本市と三木町・綾川町を合わせた1市2町のし尿の処理量の今後の見込みは、平成28(2016)年度に比べ、2027年度には約44.4%減の9,319klに減少する一方、浄化槽汚泥の処理量は、約1.4%増の47,769klと増加すると考えられます。また、し尿と浄化槽汚泥を合わせた全処理量は、約10.6%減の57,088klを見込んでいます。



し尿等処理計画の施策体系（P82、83、84）

本計画では、基本方針の下に、4の基本施策、9の取組項目を設定し、し尿等の適正処理を行い、基本理念の実現に向けた取組を推進します。

